

公 示 送 達 書

令和 8 年 7 月 3 日付けをもって発付した下記の者に係る書類（通知書）は、送達を受けるべき者の住所、居所、事務所又は事業所が不明のため送達ができないもので、当役場税務課で保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令 和 8 年 10 月 27 日

兵庫県神崎郡神河町長 山名 宗悟



番号	送達すべき書類の名称	送達を受けるべき者	
		住（居）所	氏名
1	令和7年度（令和6年度分） 町県民税（普徴） 随1期督促状		SAIRACH VIS SANU
2	令和7年度（令和6年度分） 町県民税（普徴） 随1期督促状		CHANOUP PHA IWAN
3	令和7年度 町県民税（普徴） 随1期督促状		PANCHIT PHO NGSAKON
4	令和7年度 町県民税（普徴） 随1期督促状		RAWAJAI YUE NYONG
5	令和7年度（令和6年度分） 町県民税（普徴） 随1期督促状		KONGCHAIYA NAMCHIAO
6			
7			
8			
9			
10			

<備 考> 地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

（帳票整理番号：00000000000000003564）